

木造住宅の耐震化を進めましょう！

建築基準法が大きく改正された1981年以前に建てられた住宅は、新耐震基準のもとで建てられた住宅に比べ、耐震性能が大きく異なる場合があります。

お住まいに十分な耐震性能があるか、この機会に診断しましょう！

1

まずは無料の耐震診断を

木造住宅耐震診断士派遣事業

県知事の認定を受けた木造住宅耐震診断士が耐震診断をします。

※建築当時の耐震性能を診断するもので、震災での被害程度を判断するものではありません

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 所有者が居住している
- 着工が1981年5月31日以前(丸太組工法・プレハブ工法は除く)
- 平屋建てまたは2階建てで、延床面積が30㎡以上
- 所有者とその世帯全員に市税の滞納がない
※り災証明で、半壊以上と判定された住宅を除く

持ち物

- 申込書
- 建築確認済証など(建築年が分かるもの)の写し
- 登記事項証明書など(所有者が分かるもの)の写し
- 委任状(家族以外の方が申請する場合)
※申込書は問合先や市ホームページで入手可能

申込期限＝9月30日(火)

※予算の上限に達した場合は、終了となる場合があります



2

耐震診断の後は耐震改修へ

木造住宅耐震改修促進事業

個人が契約し、耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替工事をする場合に、費用の一部を補助します。必ず耐震補強などを実施する前に申請してください。

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 木造住宅耐震診断士派遣事業の対象要件に加え、耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- 2026年2月27日(金)までに工事などが完了すること

補助額

- 耐震補強設計＝費用の2分の1(上限15万円)
- 耐震補強工事＝費用の2分の1(上限45万円)
- 耐震建替工事＝一律60万円

持ち物＝「耐震診断士派遣事業」の持ち物に加え、次の書類が必要です

- 交付申請書 ●耐震診断結果報告書の写し
- 見積書(工事費用が分かるもの)の写し
- 住宅の位置図・配置図・現況写真

申込期限

- 耐震建替工事＝8月29日(金)
- 耐震補強設計・工事＝10月31日(金)

※予算の上限に達した場合は、終了となる場合があります

※交付申請書は問合先や市ホームページで入手可能



耐震化全般についての相談は、県でも応じています。 県建築指導課 Tel029-301-4716

～魅力ある誇れる神栖市を目指して～

まちづくり懇談会



申・閏 秘書課 〒314-0192 神栖市溝口4991-5
Tel0299-90-1121 Fax0299-90-1112 hisho@city.kamisu.ibaraki.jp

石田市長が市内の地区公民館や公共施設などを訪れ、市民の皆さんとフリーストーク！

まちづくりに関するご意見をお気軽にお聞かせください。



対象＝地区や市内に活動拠点を置く団体など

※おおむね10人以上でお申し込みください

※政治・宗教団体、不法行為をおこなう恐れのある団体は除きます

申込方法＝申込書に必要事項を明記し、郵送・FAX・メールまたは持参

※申込書は「市長へのたより箱」設置場所、市ホームページから入手できます

日程＝希望を伺い、調整のうえ決定

※会場は地区公民館や集会所または市内公共施設などとし、申込者で手配をお願いします。

なお、会場などの準備については、ご相談いただければお手伝いします

かみす子育て住まいる給付金

住宅取得を応援

申・閏 住宅政策課 Tel0299-95-6595

若年層の移住・定住の促進として、市内に自らが住むための住宅を新築・購入した場合、住宅取得費の一部を助成します。

主な対象要件＝次のいずれかに該当すること

- 高校生相当以下の子を養育している
 - 45歳未満で、申請者または配偶者の親と同居している
- ※その他の要件は市ホームページを参照

申請期限

2027年3月31日

※住宅取得の登記原因日から2年以内に申請してください

※予算の上限に達した場合は、終了となる場合があります

※対象要件や申請に必要な書類など、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

※議会の議決状況により、変更となる場合があります

給付金額(上限100万円)

基本額

10万円(新築・建売・中古住宅)

+

加算額

- 高校生相当以下1人につき 15万円加算
- 市外から直接取得した住宅へ世帯全員が転入 30万円加算
- 市が販売する柳川中央の土地を購入 15万円加算

